

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	適正医療の医療費の支給		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 各感染症の厚生労働省の定めた症例定義に基づき、那覇市感染症診査協議会において審議する。		
審査基準 設定年月日	平成25年 4月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日から起算して21日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年 4月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成 年 月 日
所管部署	健康部 保健所保健総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。